

調査研究活動における不正防止計画

公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所は、調査研究活動における不正行為を防止し、科学研究費を含む研究費の適正な管理・運営を確保するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 調査研究活動における不正防止

不正発生要因	不正防止計画
調査研究活動における不正防止に関する意識の不徹底	規則の内容について研究所内外に周知を図る。研究倫理教育責任者を置き、調査研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を年1回実施し、その検証・確認をする。
調査研究データの保存・開示に関するルールの不徹底	報告書や論文作成に使用した研究データ等の資料を5年間保存し、必要な場合に開示することを研究者等に義務付ける。
調査研究活動における不正行為に関する通報窓口の周知が不十分	研究活動における不正行為に関する通報窓口を設置し、ホームページ上の公開等により研究所内外に周知を図る。

2. 科学研究費を含む研究費の適正な管理・運営

不正発生要因	不正防止計画
不明確な責任体系	最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置き、ホームページでの公開等により研究所内外に周知を図る。
納入及び検収業務の形骸化	科学研究費に関して納入される物品の検収は、総務課において行うものとし、納品事実の確認を徹底するとともに、取引業者に対しては研究費の適正な使用についての周知を行い、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の措置を講じる。

不正発生要因	不正防止計画
非常勤雇用者についての不明確な雇用管理体制	研究に係る非常勤雇用者の業務の進捗管理や指導・教育は研究室(研究者)が行うこととし、勤怠管理は総務課に出勤簿を備え付けて行うこととする。
出張旅費・謝金等の支払いに係る事実確認の不徹底	出張については事前に処務規則に基づいて承認を得るとともに、旅費等について総務課に申し出ることとし、出張後は復命書とともに出張の事実を確認できる領収書等を提出する。 謝金等の支払いをする場合は事前に会計内規に基づいて承認を得るとともに、経費等について総務課に申し出ることとする。終了後は、謝金領収書、業務報告書等を提出する。
内部監査の不徹底	コンプライアンス推進責任者は、監査法人・監事と連携して内部監査を実施する。
研究費の不正使用に関する通報窓口の周知が不十分	不正使用等に関する通報窓口を設置し、ホームページ上での公開等により研究所内外に周知を図る。